

兵庫県公報

令和8年10月23日 金曜日 第765号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

目次

公安委員会告示	ページ
○ 警備員指導教育責任者講習の実施	1

公安委員会告示

兵庫県公安委員会告示第216号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）の実施について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年10月23日

兵庫県公安委員会

委員長 高見澤 恵美子

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「身辺警備業務」という。）

(2) 実施期日

ア 新規取得講習

令和8年11月25日（水）から同年12月1日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の5日間

イ 追加取得講習

令和8年11月30日（月）及び同年12月1日（火）の2日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習及び追加取得講習ともに、令和8年12月1日（火）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で25人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（身辺警備業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。）の交付を受けている者で、最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上であるもの

4 受講希望の申出の受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和8年10月27日（火）から同月29日（木）までの間（午前9時から午後4時まで）

(2) 受付先

兵庫県内の各警察署の生活安全課（生活安全第一課、生活安全第二課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。）の警備業担当係において電話で受け付ける。

(3) 受講者の決定等

ア 受講希望の申出の受付期間の終了後、受講希望者の数が受講定員を超えなかった場合は、その全員を受講者とする。

なお、受講希望者の数が受講定員を超えた場合は、抽選により受講者を決定する。

イ 受講者に決定した者に対しては受講者に決定した旨、受講申込方法等を、抽選で選ばれなかった者に対してはその旨を通知する。

5 受講申込みの受付期間等

(1) 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに令和8年11月5日（木）から同月11日（水）までの間（対面による申込みにあつては、土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後4時まで）

(2) 受付先

受講希望の申出をした警察署の生活安全課の警備業担当係における対面による申請又は電子申請により受け付ける。

(3) 申込手続に必要な書類等

ア 新規取得講習を受講しようとする者

(イ) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（以下「申込書」という。）1通

(ロ) 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

イ 追加取得講習を受講しようとする者

(イ) 申込書1通

(ロ) 指導教育責任者資格者証等の写し

(ハ) 最近5年間に身辺警備業務に従事した期間が通算して3年以上あることを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(4) 申込書の配布

申込書は、兵庫県警察ホームページからダウンロードできるほか、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び一般社団法人兵庫県警備業協会において配布している。

6 受講手数料

新規取得講習は34,000円、追加取得講習は10,000円相当額の兵庫県収入証紙又はその金額の電子納付サービスにより得られた納付情報により納付すること。

なお、受付後の受講手数料は返還しない。

7 受講日の携行品

筆記用具及び参考書（警備業法令集等）

8 その他

(1) 受講者に決定した旨の通知を受けた者以外の者は、受講申込みをすることはできない。

(2) 受講希望の申出及び受講申込みは、原則として受講しようとする者本人が行うものとする。

(3) 受講申込みの受付時に、警備業務経験通算年月について確認を行う。

9 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階

一般社団法人兵庫県警備業協会

10 問合せ先

(1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課

(2) 兵庫県警察本部生活安全部保安課

電話 (078) 341-7441 内線3424

(3) 一般社団法人兵庫県警備業協会

電話 (078) 252-0166